

入院基本料について

1. 入院基本料に関する事項

当院は「入院基本料の施設基準」のうち次の項目に適合します。

療養病棟入院基本料1(20対1看護配置、20対1看護補助配置)

当病棟では、一日に13人以上の看護職員(看護師および准看護師)と13人以上の看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯別の配置は下記の通りです。

9:00～17:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は8人以内
17:00～翌9:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は43人以内

2. その他の施設基準の適合性に関する項目

当院は、次の各項目について施設基準等に適合しております。

・入院基本料の施設基準等に係る届出

- ① 医療 DX 推進体制整備加算
- ② 療養病棟入院基本料 1
- ③ 夜間看護加算
- ④ 診療録管理体制加算 3
- ⑤ 療養病棟療養環境加算 2
- ⑥ データー提出加算 1 及び 3
- ⑦ 認知症ケア加算 3
- ⑧ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ⑨ 初期加算
- ⑩ 急性期リハビリテーション加算
- ⑪ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ⑫ 入院ベースアップ評価料 22

3. 入院時食事療養(Ⅰ)

当院では、「入院時食事療養(Ⅰ)を算定する食事療養の基準」に適合しております。

これは、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時)、適温で提供するものです。

4. 明細書の発行状況に関する事項

「個別の診療報酬算定項目がわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年4月より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口はその旨をお申し出ください。